

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)	
実施 平成11年7月1日	
目次 (略)	
第1章 総則	
第1条～第3条 (略)	
(用語の定義)	
第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれの次の意味で使用します。	
用語	用語の意味
1～22 (略)	(略)
23 <u>D S L回線</u>	<u>他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの</u> (1) 別記17の(2)のイに掲げる契約 (2) 別記17の(3)のアに掲げる契約
24 (略)	(略)
25 ダイヤルアップ回線	電気通信回線 (利用回線、 <u>D S L回線</u> 及び光アクセス回線となるものを除きます。) であって、契約者識別符号又は利用者識別符号を利用して相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続することができるもの
26～30 (略)	(略)
31 契約者回線等	契約者回線、加入者回線等、アクセスポイント、利用回線、相互接続点 (他社接続契約者回線、アクセスポイント、利用回線、 <u>D S L回線</u> 及び光アクセス回線に係るものを除きます。)、当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、N S P I X P 等 (W I D E プロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備及びそれに相当するものを含むものとします。以下同じとします。) とします。
32～49 (略)	(略)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)	
実施 平成11年7月1日	
目次 (略)	
第1章 総則	
第1条～第3条 (略)	
(用語の定義)	
第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれの次の意味で使用します。	
用語	用語の意味
1～22 (略)	(略)
23 <u>削除</u>	<u>削除</u>
24 (略)	(略)
25 (略)	電気通信回線 (利用回線及び光アクセス回線となるものを除きます。) であって、契約者識別符号又は利用者識別符号を利用して相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続することができるもの
26～30 (略)	(略)
31 契約者回線等	契約者回線、加入者回線等、アクセスポイント、利用回線、相互接続点 (他社接続契約者回線、アクセスポイント、利用回線及び光アクセス回線に係るものを除きます。)、当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、N S P I X P 等 (W I D E プロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備及びそれに相当するものを含むものとします。以下同じとします。) とします。
32～49 (略)	(略)

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2025年12月19日時点	
～2026年1月31日	2026年2月1日～

<p>第2章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第26条～第26条の2 (略) (回線による制約)</p> <p>第27条 I P 通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、<u>D S L回線</u>、光アクセス回線又はその他別冊に定める回線を使用することができない場合 <u>(当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)</u>においては、I P 通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において I P 通信網契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。</p> <p><u>(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。</u></p> <p>第10章～第11章 (略)</p> <p>第12章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第38条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき (当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P 協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P 協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。) は、そのI P 通信網サービスが全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合 <u>(D S L回線の区間において当社が別に定める理由による場合又はボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局 (複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。) より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。)</u> を含みます。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのI P 通信網契約者の損害を賠償します。</p> <p>ただし、特定協定事業者又はV o I P 協定事業者が特定協定事業者又はV o I P 協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。</p>	<p>第2章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第26条～第26条の2 (略) (回線による制約)</p> <p>第27条 I P 通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、光アクセス回線又はその他別冊に定める回線を使用することができない場合においては、I P 通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において I P 通信網契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。</p> <p>第10章～第11章 (略)</p> <p>第12章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第38条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき (当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P 協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P 協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。) は、そのI P 通信網サービスが全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合 (ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局 (複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。) より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。) を含みます。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのI P 通信網契約者の損害を賠償します。</p> <p>ただし、特定協定事業者又はV o I P 協定事業者が特定協定事業者又はV o I P 協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。</p>
--	---

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

2～3 (略)

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。

第39条 (略)

第13章～第14章 (略)

別記

1 (略)

2 特定協定事業者等

(1) 他社接続契約者回線、利用回線、D S L回線、光アクセス回線及びダイヤルアウトに係るもの

NTT東日本株式会社

NTT西日本株式会社

(2)～(8) (略)

3～16 (略)

17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) (略)

(2) 他社接続契約者回線に係るもの

ア (略)

イ D S L回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
NTT西日本株式会社	I P 通信網契約（メニュー4 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス 契約約款

(3)～(4) (略)

18 (略)

附 則（令和5年7月10日C N S 1サ第000400002009-01号）

2～3 (略)

第39条 (略)

第13章～第14章 (略)

別記

1 (略)

2 特定協定事業者等

(1) 他社接続契約者回線、利用回線、光アクセス回線及びダイヤルアウトに係るもの

NTT東日本株式会社

NTT西日本株式会社

(2)～(8) (略)

3～16 (略)

17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) (略)

(2) 他社接続契約者回線に係るもの

ア (略)

イ 削除

(3)～(4) (略)

18 (略)

附 則（令和5年7月10日C N S 1サ第000400002009-01号）

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

<p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年7月15日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー5のタイプ3又はカテゴリー6のタイプ3であって、いずれも西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、第6種契約者は、契約内容の変更の請求等（付加機能又は附帯サービスについては、利用の開始に係るものも含みます。）を行うことができます。ただし、次に掲げる事項については、変更の請求等を行うことができません。</u></p> <p>ア <u>第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更（カテゴリー5のタイプ3とカテゴリー6のタイプ3との間の相互の変更とします。）</u></p> <p>イ <u>I P アドレス数による区別の変更</u></p> <p>ウ <u>D S L回線の移転、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更その他D S L回線に係る利用内容の変更</u></p> <p>4～5 (略)</p>		<p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年7月15日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4～5 (略)</p>	
<p>附 則（令和6年12月13日C N S 1サ第000400008624-01号）</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この改正規定実施の際に、改正前の規定により締結している第4種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1からカテゴリー4までであって、いずれもタイプ3又はタイプ5のものに限ります。）に係る契約については、利用するDSL回線の契約の状況によらず、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>4 <u>この改正規定実施の際に、改正前の規定により締結している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1からカテゴリー3までであって、いずれもタイプ3のものに限ります。）に係る契約については、利用するDSL回線の契約の状況によらず、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>5～6 (略)</p>		<p>附 則（令和6年12月13日C N S 1サ第000400008624-01号）</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>5～6 (略)</p>	

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2025年12月19日時点

～2026年1月31日

2026年2月1日～

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和8年2月1日付で、C N S 1 サ第000400002009-01号（令和5年7月10日）の附則の2及び3を削除します。

3 当社は、令和8年2月1日付で、C N S 1 サ第000400008624-01号（令和6年12月13日）の附則の3及び4を削除します。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。